

原規規発第2112013号
令和3年12月1日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 児玉 敏雄 殿

原子力規制委員会

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の
核燃料物質の使用の変更について（許可）

令和3年5月14日付け令03原機（科保）021（令和3年8月20日付け令03原機（科保）043をもって一部補正）をもって申請があった標記の件について、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第55条第1項の規定に基づき、許可します。